省エネルギー住宅及び PPA 事業の 普及に関する協定書

福岡県 東宝ホーム株式会社 株式会社シェアリングエネルギー

省エネルギー住宅及び PPA 事業の普及に関する協定書

福岡県(以下「甲」という。)と東宝ホーム株式会社(以下「乙」という。)及び株式会社シェアリングエネルギー(以下「丙」という。)は、脱炭素社会の実現に向け家庭部門における CO_2 排出量を削減するため、省エネルギー住宅及び PPA 事業を普及することを目指し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、福岡未来づくり住宅普及促進事業の協定締結事業者の選考において提出された事業提案内容(以下「事業提案内容」という。)に基づき、甲、乙及び丙が協調して、省エネルギー住宅及びPPA事業の普及促進を円滑に進めるため、本事業の基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本協定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
 - (1)省エネルギー住宅

住宅性能表示制度の断熱等性能等級が6以上の住宅

(2)PPA 事業

住宅所有者と契約した事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を販売・供給する仕組みで、住宅所有者が初期費用をかけずに太陽光発電設備を導入できる事業

(3)省エネルギー住宅及び PPA 事業の普及

福岡未来づくり住宅普及促進事業の広報並びに本事業により得られたフォローアップ調査の成果による省エネルギー住宅及び PPA 事業の広報による普及

(協力事項)

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、省エネルギー住宅及び PPA 事業の普及に関する事項について互いに連携協力するものとする。

(提案内容の遂行)

- 第4条 乙及び丙は、事業提案内容について、第1条の目的に必要な範囲において、甲と協議して実施しなければならない。
 - 2 乙及び丙は、やむを得ない事情が生じた場合は、甲の承認を得て事業提案内容を変更することができる。その場合、事業提案内容の評価と同等とみなせる代替案を示さなければならない。

(窓口の設置)

第5条 甲、乙及び丙は、第1条に掲げる目的のための窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第6条 甲、乙及び丙は、本協定を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
 - 2 甲、乙及び丙は、本協定を通じて知り得た個人情報について、漏えい、窃取、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、速やかに相手方に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

- 第7条 甲、乙及び丙は、第3条各号の連携協力により知り得た情報のうち、双方の協議において、秘密にすべきと判断された情報(公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。)に対して、秘密保持の義務を負うものとする。
 - 2 甲、乙及び丙は、正当な理由がある場合でなければ、秘密情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

- 第8条 甲、乙及び丙は、第3条に規定する協力事項の実施に当たっては、十分な協議を行うものとする。
 - 2 甲、乙及び丙は、前項の協議内容等については、必要に応じて事務取扱要領として取りまとめ、互いに保有するものとする。
 - 3 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

(適用)

- 第9条 本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
 - 2 甲、乙及び丙いずれかが、本協定を解除しようとする場合には、解除する期日の 1 か月前までに申し出なければならない。
 - 3 甲は、乙及び丙が本協定の規定に反したと認める場合には、前項の規定に関わらず、本協定を解除することができる。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月16日

- 甲 福岡県知事 服部 誠太郎
- 乙 北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役社長 渡部 通
- 丙 東京都港区新橋四丁目11番1号 株式会社シェアリングエネルギー 代表取締役 上村 一行